

埼玉県内の悪臭規制について (1/2)



埼玉県では悪臭に関する規制として、悪臭防止法による規制、埼玉県生活環境保全条例による規制があります。また、さいたま市と草加市では、さらに市独自の条例を設けています。

<悪臭防止法による規制>

平成 22 年 5 月現在

規制方法	特定物質濃度規制、または臭気指数規制																																																																																																				
規制地域	① 未規制地域 越生町 小川町 鳩山町 ときがわ町 小鹿野町 東秩父村 秩父市の一部（旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村） ② 特定物質濃度規制地域 行田市 蕨市 戸田市 八潮市 吉川市 川島町 横瀬町 宮代町 さいたま市 春日部市 上尾市 草加市 越谷市 ③ 臭気指数規制地域 上記以外の地域。川越市のみ独自基準値が適用されます（*1 下記参照）。 （さいたま市、草加市は市独自の条例で臭気指数規制を行っています。）																																																																																																				
規制対象	工場その他の事業場（事業活動を営んでいるものすべて）																																																																																																				
適用範囲	その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるとき（周辺住民からの苦情が発生しているとき）																																																																																																				
規制基準値	敷地境界	・特定物質濃度規制値 単位：ppm	・臭気指数規制値																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定悪臭物質</th> <th>A 区域</th> <th>B 区域</th> <th>C 区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アンモニア</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>メチルメルカプタン</td><td>0.002</td><td>0.002</td><td>0.004</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>硫化メチル</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>二硫化メチル</td><td>0.009</td><td>0.009</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>トリメチルアミン</td><td>0.005</td><td>0.005</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>アセトアルデヒド</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td>0.009</td><td>0.009</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>ノルマルバレールアルデヒド</td><td>0.009</td><td>0.009</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>イソバレールアルデヒド</td><td>0.003</td><td>0.003</td><td>0.006</td></tr> <tr><td>イソブタノール</td><td>0.9</td><td>0.9</td><td>4</td></tr> <tr><td>酢酸エチル</td><td>3</td><td>3</td><td>7</td></tr> <tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>10</td><td>10</td><td>30</td></tr> <tr><td>スチレン</td><td>0.4</td><td>0.4</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>プロピオン酸</td><td>0.03</td><td>0.07</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>ノルマル酪酸</td><td>0.001</td><td>0.002</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>ノルマル吉草酸</td><td>0.0009</td><td>0.002</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>イソ吉草酸</td><td>0.001</td><td>0.004</td><td>0.004</td></tr> </tbody> </table>	特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域	アンモニア	1	1	2	メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004	硫化水素	0.02	0.02	0.06	硫化メチル	0.01	0.01	0.05	二硫化メチル	0.009	0.009	0.03	トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02	アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1	プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03	イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02	イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006	イソブタノール	0.9	0.9	4	酢酸エチル	3	3	7	メチルイソブチルケトン	1	1	3	トルエン	10	10	30	スチレン	0.4	0.4	0.8	キシレン	1	1	2	プロピオン酸	0.03	0.07	0.07	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 区域： B,C を除く区域</td> <td>臭気指数 15</td> </tr> <tr> <td>B 区域： 農業振興地域</td> <td>臭気指数として 6 市町*2 : 21 それ以外 : 18</td> </tr> <tr> <td>C 区域： 工業地域・ 工業専用地域</td> <td>臭気指数 18</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 川越市は独自の基準を設けています。 A 区域 : 12 B 区域 : 14 C 区域 : 15</p> <p>*2 本庄市 深谷市 美里町 神川町 上里町 寄居町</p>	地域区分	基準値	A 区域： B,C を除く区域	臭気指数 15	B 区域： 農業振興地域	臭気指数として 6 市町*2 : 21 それ以外 : 18
特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域																																																																																																		
アンモニア	1	1	2																																																																																																		
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004																																																																																																		
硫化水素	0.02	0.02	0.06																																																																																																		
硫化メチル	0.01	0.01	0.05																																																																																																		
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03																																																																																																		
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02																																																																																																		
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1																																																																																																		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1																																																																																																		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03																																																																																																		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07																																																																																																		
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02																																																																																																		
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006																																																																																																		
イソブタノール	0.9	0.9	4																																																																																																		
酢酸エチル	3	3	7																																																																																																		
メチルイソブチルケトン	1	1	3																																																																																																		
トルエン	10	10	30																																																																																																		
スチレン	0.4	0.4	0.8																																																																																																		
キシレン	1	1	2																																																																																																		
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07																																																																																																		
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002																																																																																																		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002																																																																																																		
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004																																																																																																		
地域区分	基準値																																																																																																				
A 区域： B,C を除く区域	臭気指数 15																																																																																																				
B 区域： 農業振興地域	臭気指数として 6 市町*2 : 21 それ以外 : 18																																																																																																				
C 区域： 工業地域・ 工業専用地域	臭気指数 18																																																																																																				
その他	臭気指数規制の場合、煙突等の排出口、及び、排出水の規制基準値は上記敷地境界での値を元に、悪臭防止法に定める換算式を用いて算出されます。物質濃度規制の場合、排出口、排出水それぞれで対象物質と規制基準が異なります。詳細は埼玉県の HP 等をご参照ください。																																																																																																				

■事業内容■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ 放射性物質測定
- ⑥ アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



埼玉県内の悪臭規制について (2/2)



The Knights

< 条例による規制 >

平成 22 年 5 月現在

◆ 埼玉県生活環境保全条例

規制の方法	臭気濃度規制		
規制地域	11 の市と町 (県条例施行規則 別表第 17 より) 行田市、春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、吉川市、川島町、横瀬町、宮代町		
規制対象	13 業種 (県条例 別表第 4 より) 1. 塗装工事業 2. 食料品製造業 3. 合板製造業 4. 家具製造 5. パルプ・紙・紙加工品製造業 (塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。) 6. 印刷業 7. 化学工業 8. プラスチック製品製造業 (強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。) 9. ゴム製品製造業 10. 電線・ケーブル製造業 11. 金属製品製造業 (塗装工程を有するものに限る。) 12. 一般機械器具製造業 (塗装工程を有するものに限る。) 13. 輸送用機械器具製造業 (塗装工程を有するものに限る。)		
規制基準値	(条例別表第 14 より)		
	区域の区分	許容限度	
		敷地の境界線	気体排出口
	下記以外の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500	
商業地域			
準工業地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1000	
工業地域			
工業専用地域			

◆ 市条例による規制

さいたま市、草加市では、県の条例とは別に市独自の条例による臭気指数規制があります。詳しくにつきましてはそれぞれの市の HP 等をご参照ください。

当社では特定悪臭物質の測定及び、嗅覚測定法による測定を行っております (* 排出水の嗅覚測定法による測定は行っておりません)。詳しくは、当社 **環境分析部 佐藤 (亮) (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線382)** までお気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■ 事業内容 ■

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤ 放射性物質測定 |
| ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥ アスベスト・PCB等の化学分析 |
| ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査 | ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |

